

公益社団法人自動車技術会 公印管理規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会の公印の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印とは、次の各号に定める印鑑を対象とし、公印の様式は処理基準に定めるところによる。

- (1) 登記印 (会長印)
- (2) 支部長印
- (3) 銀行印 (会長印)
- (4) 会長印
- (5) 常務理事印
- (6) 事務局長印

(保管責任者・保管場所)

第3条 前条に定める公印の保管責任者は事務局長又は事務局長が指名した者とし、保管管理責任者が所定の場所に保管・管理するものとする。

(使用簿)

第4条 前条に定める公印を使用する者は、所要の決裁を得た上で、使用簿に使用日、使用者の氏名、決裁番号、用件、宛先を記載するものとする。

3 第2条第2号の公印については、前項の定めにかかわらず、支部長の承認を得て、押印された書類のコピーを保管することにより、使用簿への記載を行ったものとすることができる。

(使用簿の管理者)

第5条 前条に定める使用簿の管理者は、事務局長が指名する。

(押印の責任者)

第6条 押印の責任者は第4条に定める保管責任者又は保管責任者が指名した者とする。

(処理基準)

第7条 この規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、2005年7月15日から施行する。

2 副会長印の廃止及び支部長印の追加に伴う第2条及び第4条の改正は、2011年4月1日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)